



弁護士アプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

(42)

交通事故加害者側の示談

1・実際の相談

Aさんは、人通りの多い市街地を運転中、少し前方を歩いている二人組の一人に当たりました。しかし、Aさんは、自分は徐行していましたが、当たったといってもサイドミラーが動いた程度でしたので、気にせず運転して帰宅しました。

2・罪名

道路交通法72条1項に違反したと見られるので、注意すべきです。これは違反するものと、いわゆる「ひき逃げ」は、自分の目から見れば

3・よくある勘違い

どう考えても自分の運手方が通報してしまふと、こちらが通報していいのは間違いないので、被害者は、Aさんに対し民事上の損害賠償を請求

4・本件の場合

Aさんとしては、まさかケガをさせたとは思っていません。特に車同士の

5・民事責任

診断書も入手していません。これで、Aさんの救済義務違反と報告義務違反はほぼ確定です。

6・慰謝料とは

慰謝料とは、精神的損害に対する賠償金です。つまり、事故にあったことによるストレス、通院によるストレスまたは後遺障害によるストレス等に対する賠償金です。

7・よくある勘違い

保険会社は、通院費等の実費のほかに、慰謝料も支払います。具体的には、入院慰謝料や後遺障害慰謝料として支払い

明らかに相手方が悪いのであれば、慎重を期すのであれば、えに、自分の目から見れば相手方のケガが大したことはない場合です。このような場合、相手方が警察に通報すると、こちらが救済義務違反及び報告義務違反にあたることになりません。特に車同士のケガをさせたとは思っていません。慰謝料とは、精神的損害に対する賠償金です。つまり、事故にあったことによるストレス、通院によるストレスまたは後遺障害によるストレス等に対する賠償金です。慰謝料とは、精神的損害に対する賠償金です。つまり、事故にあったことによるストレス、通院によるストレスまたは後遺障害によるストレス等に対する賠償金です。

藤野恵介(ふじの・けいすけ) 弁護士(大阪弁護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所) 大阪府北区梅田1-2-11000号、電話06-345-1618(午前10時~午後5時)、ホームページ://umedalaw.jp)。主な役職は、大弁遺言相続委員会委員、専門相談員(遺言相続)家事債務整理▽交通▽労働▽建築)、大阪住宅紛争審査会運営委員。ヒラティス受講。

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。